

# 常任委員会

## Q & A

**Q** 今年から国民健康保険制度の財政運営の責任主体が県へ移行となったが、保険税及び基金積立金は今後どうなっていくのか。

**A** 今後も保険税は町が徴収します。県へ納める納付金は市町村毎に算定され、保険税で賅うことが原則ですが、不足する部分があった場合、町が補てんをして納めます。これに伴い、税率を引き上げた市町村もありましたが、本町は基金積立金があったことなどから、税率を変更することなく移行ができました。今後も基金の計画的な繰入れを行いながら、急激に保険税が上がることをないよう努めています。

**Q** Jアラート更新事業の予算について、一般財源から町債に財源振替を行うのはなぜか。国から補助金はないのか。

**A** 当事業費については、地方交付税措置となります。ただし、地方債を充当した部分が対象であるため振替をするものです。



**Q** 教育総務費に新たに計上された総合保障保険料の内容は。

**A** 不審者等対策として児童・生徒の登下校中の見守り活動をしていただくスクールガードの方々に対する傷害保険料です。



**Q** 県営地盤沈下対策事業については、平成22年から平成33年度を第3期とし、事業費の3%を町負担金として県へ支払っている。今回の追加補正を合わせると、今年度の総事業費は1億8,400万円、町負担金は552万円になるが、残り3年の町負担金はどの程度になる予定か。

**A** 今期の事業予算額18億円のうち、5億円が未執行となっていることから、1,500万円程度になる見込みです。

### 工事費負担割合

国	55%
茨城県	39%
五霞町	3%
五霞土地改良区	3%

**Q** 五霞IC周辺地区土地区画整理組合への負担金1,000万円追加について説明を。

**A** 区域内に整備される公園へのトイレ設置に係る費用3,000万円のうち、1,000万円を町が負担するものです。費用の内訳は設計費、建屋を含む設備工事、農業集落排水施設への接続工事、建築確認等経費となっています。

## 意見書を提出

定例会で採択された請願について、地方自治法に基づき、意見書を内閣総理大臣等に提出しました。

(なお、文章は要約して掲載しています)

### ○教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。そのためには、学校現場において教職員の長

時間労働是正が必要であり、教職員定数改善も欠かせない。

国の施策として財源保障をし、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、次の事項を強く要請する。

- 1 計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること